

バリアフリーぐんま 障害者プラン 8

※芸術作品(絵)を掲載予定

令和3年3月
群馬県

バリアフリーぐんま障害者プラン8の策定に当たって

※知事あいさつ文を掲載予定

目 次

第1章 総論

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 本計画の位置付け | 1 |
| 2 計画策定の背景 | 2 |
| 3 障害のある人(障害者)の定義 | 3 |
| 4 バリアフリーぐんま障害者プラン8と SDGsの対応 | 3 |
| 5 計画の期間 | 4 |
| 6 推進体制 | 4 |

第2章 計画の体系

| | |
|--------|---|
| 1 基本理念 | 4 |
| 2 基本目標 | 4 |
| 3 施策体系 | 5 |

第3章 障害者施策の展開

| | |
|---|----|
| 1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等 | 6 |
| (1) お互いの理解の促進 | 6 |
| (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 | 7 |
| (3) 権利擁護の推進、虐待の防止 | 7 |
| 2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進 | 9 |
| (1) 意思決定支援と情報提供の推進 | 9 |
| (2) 総合的な相談支援体制等の整備 | 10 |
| (3) 障害福祉サービス等の充実 | 12 |
| (4) 生活の安定と充実のための施策の推進 | 13 |
| (5) 福祉サービスを支える人材の育成・確保 | 14 |
| (6) 障害のある子どもへの療育支援 | 15 |
| (7) 発達障害のある人への支援 | 17 |
| 【新たな課題等への対応】 ニューノーマルやデジタル化に対応した障害福祉 | 19 |
| 【新たな課題等への対応】 障害児のための療育支援 ・重度障害児者のための支援 | 20 |
| 3 保健・医療体制の充実 | 21 |
| (1) 保健事業の充実 | 21 |
| (2) 医療及びリハビリテーションの充実 | 22 |
| (3) 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実 | 23 |
| (4) 難病患者支援の充実 | 24 |
| (5) 保健・医療従事者の育成・確保 | 25 |

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-----|
| 4 | 教育の充実 | 26 |
| | (1) 学校教育の充実 | 26 |
| | (2) 教育職員の専門性の向上 | 28 |
| 5 | 文化芸術活動・スポーツ等の振興 | 29 |
| | (1) 文化芸術活動の推進 | 29 |
| | (2) 障害者スポーツの振興 | 29 |
| | (3) 余暇・レクリエーション活動の充実 | 31 |
| | 【新たな課題等への対応】文化芸術活動の推進に関する取組 | 32 |
| 6 | 雇用の拡大、就労の促進 | 33 |
| | (1) 雇用の拡大と職場への定着支援 | 33 |
| | (2) 職業能力の開発推進 | 34 |
| | (3) 福祉施設からの就労と工賃向上 | 35 |
| 7 | 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 | 36 |
| | (1) 情報アクセシビリティの向上 | 36 |
| | (2) 意思疎通支援の充実 | 36 |
| | 【新たな課題等への対応】読書バリアフリーの推進に関する取組 | 38 |
| 8 | 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備 | 39 |
| | (1) 防災対策の推進 | 39 |
| | (2) 防犯対策・交通安全への配慮 | 40 |
| | (3) 住まいの確保等 | 41 |
| | (4) 円滑な交通・移動のための環境整備の推進 | 42 |
| | (5) 福祉のまちづくり推進 | 43 |
| 第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等 | | 44 |
| 1 | 基本的な考え方 | 44 |
| 2 | 7つの数値目標 | 46 |
| | 【福祉的就労・工賃の状況等】 | 48 |
| 3 | 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策 | 60 |
| 4 | 県の地域生活支援事業 | 101 |
| 第5章 その他の数値目標 | | 106 |
| 第6章 資料編 | | 107 |
| 1 | 障害のある人に関する統計資料 | |
| 2 | 計画策定の経過 | |

第1章 総論

1 計画の位置付け

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進を図るものであり、以下の4つの計画を一体化して策定するものです。

| 項目 | 内容 | 根拠法令等 |
|---------|--|-------------------------------|
| 障害者計画 | 福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等、障害のある人の社会生活や日常生活に係る全ての施策分野にわたる基本的な総合計画 ※国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策に関する考え方や方向性等について定める。 | 障害者基本法第11条第2項 |
| 障害福祉計画 | 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ※市町村障害福祉計画との整合を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みやその確保に関する事項等について定める。 | 障害者総合支援法第89条第1項 |
| 障害児福祉計画 | 障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画 ※市町村障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める。 | 児童福祉法第33条の22第1項 |
| 工賃向上計画 | 福祉的就労に関する工賃向上に向けた取組に関する計画 ※対象となる事業所の工賃向上計画を参考としつつ、目標工賃額や工賃の向上に関する事項等について定める。 | 厚生労働省「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」 |

【群馬県の障害者施策に関する計画体系】

本計画は、本県の障害福祉分野における個別基本計画に位置付けられます。

群馬県総合計画

└ 群馬県福祉プラン **福祉分野における最上位計画**

└ バリアフリーぐんま障害者プラン8 **障害福祉分野における個別基本計画**

└ 手話施策推進計画 **障害福祉分野における個別実施計画**

2 計画策定の背景

本県では、障害者基本法に基づく障害者計画として、「群馬県障害者施策行動計画～バリアフリーぐんま障害者プラン～」（平成5～12年度）、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～」（平成13～17年度）、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン3～」（平成18～22年度）を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。

また、平成18年度には、障害者自立支援法の施行を受けて、障害福祉サービスの提供体制に関する計画として、障害者計画とは別に「第1期群馬県障害福祉計画」（平成18～20年度）を策定し、その後、「第2期群馬県障害福祉計画」を策定するにあたり、障害者計画と障害福祉計画を統合して「バリアフリーぐんま障害者プラン4」（平成21～23年度）を策定、平成23年度には「バリアフリーぐんま障害者プラン5」（平成24～26年度）、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」（平成27～29年度）を策定しました。

さらに、平成29年度には、児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」としての位置づけを兼ね備えた「バリアフリーぐんま障害者プラン7」（平成30～令和2年度）を策定しました。

この間、国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結して以降、平成27年の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正、時代の変化に対応し、支援の一層の充実を図るために所要の措置を講じた「発達障害者支援法」の改正等、障害者の権利擁護の推進や保健福祉施策の充実が図られています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定を契機とした共生社会の実現を図るため、平成29年には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に向けた取組みが推進されています。

さらに、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行など、障害者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

今回の計画は、「バリアフリーぐんま障害者プラン7」の計画期間の満了に伴い、その内容を継承しつつ、近年の障害者施策や環境の変化に対応し、実効性のある施策を推進していくため、本県における障害者施策の基本計画として策定するものです。

3 障害のある人（障害者）の定義

この計画における「障害のある人(障害者)」の定義は、障害者基本法第2条の規定と同じく、次のとおりとします。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

(※) 社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

4 バリアフリーぐんま障害者プラン8とSDGsの対応

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットが示されています。

本計画は、障害のある人が安心・安全に参加・活躍できる社会の実現につながるものとなるよう、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。

| バリアフリーぐんま障害者プラン8 | SDGs | |
|-----------------------------|---------------|---|
| 1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等 | 人や国の不平等をなくそう |  |
| | 平和と公正をすべての人に |  |
| 2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進 | すべての人に健康と福祉を |  |
| 3 保健・医療体制の充実 | すべての人に健康と福祉を |  |
| 4 教育の充実 | 質の高い教育をみんなに |  |
| 5 文化芸術活動・スポーツ等の振興 | すべての人に健康と福祉を |  |
| 6 雇用の拡大、就労の促進 | 働きがいも経済成長も |  |
| 7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 | すべての人に健康と福祉を |  |
| 8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備 | 住み続けられるまちづくりを |  |

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、第4章(障害福祉計画、障害児福祉計画、工賃向上計画)については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の変更を行うこととします。

このほか、計画期間内であっても、障害者福祉を取り巻く社会・経済環境の変化等により必要があると認めるときは計画の見直しを行うこととします。

6 推進体制

この計画は、群馬県の障害者施策に関する総合計画であり、福祉分野だけでなく、保健・医療、教育、雇用、まちづくりなど、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野に関わる計画です。そのため、計画の推進にあたっては、県庁内各所属の緊密な連携を図り、障害保健福祉担当部局だけでなく、全庁的に取り組みを進めます。また、市町村とも十分に連携を図り、相互に協力しながら計画を推進していきます。

なお、この計画の実施状況については、「群馬県障害者施策推進審議会」において、事業の実施状況や目標等の達成状況の検証を行い、その結果を公表して計画の実効性を確保していきます。

また、障害福祉サービスやこれに係る制度については、関係機関や関係団体等で構成する「群馬県障害者自立支援協議会」を中心に、具体的な検討を行い、さらなる充実を図ります。さらに、福祉的就労と工賃向上に係る取組については、「群馬県工賃向上推進会議」を中心に、具体的な検討を行い、さらなる充実を図ります。

第2章 計画の体系

1 基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

2 基本目標

上記の理念のもと、次のとおり3つの基本目標を設定します。

(1) お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重するとともに、お互いの理解を深めることにより、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

(2)自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本意の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した当事者本意の総合的支援を行います。

また、障害のある子どもについては、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、子どもの健やかな育成を支援します。

(3)安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 施策体系

3つの基本目標を達成するため、8つの施策体系及び当該施策体系ごとの事業類型を次のように設定し、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等 | ① お互いの理解の促進 |
| | ② 障害を理由とする差別の解消の推進 |
| | ③ 権利擁護の推進、虐待の防止 |
| 2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | ① 意思決定支援と情報提供の推進 |
| | ② 総合的な相談支援体制等の整備 |
| | ③ 障害福祉サービス等の充実 |
| | ④ 生活の安定と充実のための施策の推進 |
| | ⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保 |
| | ⑥ 障害のある子どもへの療育支援 |
| | ⑦ 発達障害のある人への支援 |
| 3. 保健・医療体制の充実 | ① 保健事業の充実 |
| | ② 医療及びリハビリテーションの充実 |
| | ③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実 |
| | ④ 難病患者支援の充実 |
| | ⑤ 保健・医療従事者の育成・確保 |
| 4. 教育の充実 | ① 学校教育の充実 |
| | ② 教育職員の専門性の向上 |
| 5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 | ① 文化芸術活動の推進 |
| | ② 障害者スポーツの振興 |
| | ③ 余暇・レクリエーション活動の充実 |
| 6. 雇用の拡大、就労の促進 | ① 雇用の拡大と職場への定着支援 |
| | ② 職業能力の開発推進 |
| | ③ 福祉施設からの就労と工賃向上 |
| 7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 | ① 情報のアクセシビリティの向上 |
| | ② 意思疎通支援の充実 |
| 8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備 | ① 防災対策の推進 |
| | ② 防犯対策・交通安全への配慮 |
| | ③ 住まいの確保等 |
| | ④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進 |
| | ⑤ 福祉のまちづくり推進 |